

令和2年4月9日

本会施設ご利用者様各位

恩賜  
社会福祉法人財団神奈川県同胞援護会  
会 長 岡 章 太 郎

緊急事態宣言による保育について

前略 本会施設ご利用者の皆様には、平素より事業運営にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて神奈川県は、緊急事態宣言により5月6日までの自粛を要請しております。また、厚生労働省より保育所は規模を縮小して運営することを求められております。

そこで、医療従事者、警察官、消防官、公共交通機関、水道、ガス、電気、生活必需品の販売、流通、金融、福祉の就労者以外にお勤めの方や、両親のいずれかまたは祖父母が在宅で家庭での保育が可能な方は極力登園を自粛していただくようご協力ください。

いずれにしても緊急事態ですので、お子様の命を守ることを大前提に考えご協力をお願いします。

草々

令和2年4月8日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長  
保育・教育人材課長

## 緊急事態宣言の発出に伴う保育所等\*の利用について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和2年4月7日付で政府による「緊急事態宣言」が神奈川県に出されました（期間：令和2年4月8日から5月6日まで）。神奈川県知事からは、「県民の外出の自粛」が要請されていますが、保育所等の使用制限等は要請されていません。

市内の保育所等は原則開園とし、保育が必要な方については、引き続き保育所等を利用していただけますのでご安心ください。

一方、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組む必要があることから、ご家庭等での保育が可能な場合には、令和2年4月9日から5月6日までの期間の登園や延長保育の利用を控えていただくなど、ご協力をお願いします。

つきましては、期間中の登園の意向を把握し、園での保育の体制を整えるため、別添の「保育意向確認カード」を園に提出してください。

なお、その際の利用料等については、以下のとおりの取扱いをしますので、よろしくをお願いします。

※保育所等：認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室

### 1 登園をしなかった場合の利用料（保育料）について

緊急事態宣言の対象期間が令和2年4月8日から5月6日であることから、この期間中に登園をしなかった園児の利用料（保育料）については、登園しなかった日数に応じて利用料を減額することとし、後日還付いたします。手続き等の詳細は別途お知らせします。

### 2 給食について

期間中についても原則通常通り給食を提供します。

ただし、園での体制の確保など、安全に給食を提供することが困難である場合は、昼食の持参をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、その場合でも、おやつ、延長保育での食事提供は各園で対応します。

※給食を提供しない場合の給食費の取り扱いについては、後日各園からお知らせする予定です。

### 3 その他

園児や職員がり患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

感染症対策のため通常よりも保育士等に負担がかかっている状況も踏まえ、ご協力をお願いします。

#### <問い合わせ先>

##### 保育・教育運営課

【園児の預かりについて】 671-3564

【利用料について】 671-2709 (4/20～)671-0255

【延長保育について】 671-4464 (4/20～)671-3564

##### 保育・教育人材課

【給食について】 671-2397

##### 保育対策課

【年度限定保育事業について】 671-4469

# 緊急事態宣言発令中の保育意向確認カード

緊急事態宣言を受け、園での保育の体制を整えるために、登園の意向を確認させていただきます。

園名 戸塚愛児園

クラス： \_\_\_\_\_ 園児名： \_\_\_\_\_

保護者名： \_\_\_\_\_

## 1 緊急事態宣言発令中の登園予定

4月9日～5月6日、全日の登園を控えます。

登園を予定しています。（⇒ 以下の記入をお願いします。）

### <登園を予定している方のみ記入>

#### ○保護者の状況の確認

確認項目	父	母
勤務等の状況	<input type="checkbox"/> 出勤が必要 <input type="checkbox"/> 在宅での勤務等（家庭での保育不可） <input type="checkbox"/> 介護、看護等 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	<input type="checkbox"/> 出勤が必要 <input type="checkbox"/> 在宅での勤務等（家庭での保育不可） <input type="checkbox"/> 介護、看護等 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
勤務日等	<input type="checkbox"/> 平日のみ <input type="checkbox"/> 土曜あり <input type="checkbox"/> シフト等（曜日： _____ ）	<input type="checkbox"/> 平日のみ <input type="checkbox"/> 土曜あり <input type="checkbox"/> シフト等（曜日： _____ ）
保育必要時間	平日 _____ : _____ ~ _____ : _____ 、平日以外 _____ : _____ ~ _____ :	

#### ○緊急連絡先

(1) 名前： _____ 子どもとの関係： _____ 連絡先： _____	(2) 名前： _____ 子どもとの関係： _____ 連絡先： _____
---	---

令和2年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

署名： \_\_\_\_\_

登園を予定されている場合は、裏面の「登園状況確認表」の登園予定日に○をつけてください。

# 登園状況確認表

クラス： \_\_\_\_\_ 園児名： \_\_\_\_\_

期間中の園児の登園状況が把握できるよう、「利用予定」欄には登園予定日を **保護者が記入**

「登園日」欄には登園した日を **各園が記入** してください。

4月	日	月	火	水	木	金	土
				8日	9日	10日	11日
利用予定							
登園日							
	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
利用予定	/						
登園日	/						
	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日
利用予定	/						
登園日	/						
	26日	27日	28日	29日	30日		
利用予定	/			/			
登園日	/			/			
5月	日	月	火	水	木	金	土
						1日	2日
利用予定							
登園日							
	3日	4日	5日	6日			
利用予定	/	/	/	/			
登園日	/	/	/	/			

保護者各位

戸塚愛児園 施設長 嘉山 淳子

## 緊急事態宣言発出に伴う保育園運営について

日頃より当園の保育運営にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染予防対策として、お子様の毎朝の検温や、園舎に入られる際の手指消毒、マスク着用などにご協力いただきありがとうございます。

さて、4月7日緊急事態宣言が発出されたことを受け、横浜市こども青少年局保育・教育運営課長及び当法人会長よりお知らせを配布させていただきました。どうぞ主旨をご理解いただき、ご協力いただきたく宜しく願い申し上げます。それに伴い、当園からもいくつかお知らせがあります。よくお読みいただき、ご不明点などがございましたらクラス担任及び事務所にお声かけくださいませ。尚、利用料（保育料）などにつきましては、横浜市からのお知らせにあります<問い合わせ先>にお問合せください。

- ① 当面の間、園行事は見合わせます。園だよりでご確認をお願いします。ただし、お誕生会やクリスマス会は少しでも子どもたちが楽しめるような工夫をしながら、園内・保育の中で開催致します。お誕生会の幼児クラス保護者様の見学は中止とします。再開できる見通しがつきましたら、改めてお知らせ致します。早くその日が来ることを願っています。
- ② 3・4・5歳児クラスの保護者様へのお知らせです。今の状況を鑑み、4月の1か月間のみになりますが、特例として出席日数分の主食・副食費を徴収いたします。日額・内訳につきましては、下記をご覧ください。

主食費 : 月額 2,000 円 ÷ 20 日 = 100 円/日

副食費 : 月額 4,500 円 ÷ 20 日 = 225 円/日

---

合計 325 円/日

その後の徴収に関しましては、5月以降の状況で判断させていただきます。本来、給食費は当月徴収になっておりますが、今回の特例により4月は実績(出席日数)を集計し5月に徴収致します。よって、5月は2か月分の徴収とさせていただきます。繰り返しになりますが、この対応は一時的なものであり、通常の状態に戻りましたら今まで通りの形で徴収致します。

- ③ 以前にもお願いしましたが、園舎内に入ったら手指の消毒を必ず行ってください。また、今後お子さんのみならず、送迎者の体温もご記入いただくようになります。お家で検温した結果を記入する用紙をご用意しますので、登園時に記入用紙を保育士にお渡しください。風邪症状（咳・鼻水等）や37.5℃以上の熱がある方の送迎はできません。また、送迎者は、原則おひとりに限らせていただき、小学生以上は園舎内に入れません。ご了承ください。
- ④ 保育をご希望される場合は、必要時間(原則勤務時間プラス通勤・移動時間)となります。
- ⑤ 「緊急事態宣言発令中の保育意向確認カード（裏面：登園状況確認表）」は、横浜市より4月10日に提出状況の報告義務が課せられておりますので、できるだけ早くご提出いただきますようご協力ください。

今、目に見えないコロナウイルスへの恐怖や不安を抱えているのは誰もが同じ、感染の可能性も同じです。職員に対しては、毎日検温し体調管理には十分注意するよう指導しております。また、園内の消毒の他、子どもたちの検温を午前午後の2回実施し、体調の変化に早めに気付けるようにしております。それでも今後、防ぎきれないことが出てくるかもしれません。そのようなことが起きないように、園に出入りされる全ての方に、上記③の徹底についてご協力を重ねてお願い致します。また、何か不安や心が詰まってしまったら・どの職員でも構いませんので呼び止めてどうぞお声を聴かせてください。このような状況だからこそ、お互いに苦勞を勞い感謝の気持ちを忘れずに頑張っていきましょう！